

「子どもの手続代理人」 の役割・活動

「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所の調停・審判に参加する子どもが意見表明するのを援助し、子どもの最善の利益を実現する活動をします。

具体的には

- 子どもと会って、手続の説明をします。
- 子どもが自分の意見や気持ちをしっかりと言えるよう援助します。
- 子どもからの色々な質問に答えたり、相談に乗ったりもします。
- 他の関係者と会って、子どもの最善の利益のための解決方法を相談し、そのための調整活動も行います。

子どもが参加できる主な手続

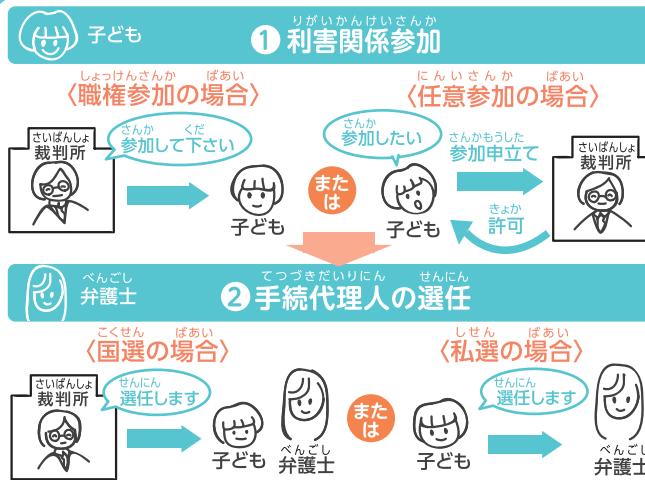
- 離婚調停
- 面会交流の調停・審判
- 監護者の指定の調停・審判
- 親権喪失・停止、管理権喪失の審判
- 親権者の指定・変更の調停・審判
- 未成年後見に関する審判
- 養子縁組許可の審判（ただし15歳以上）
- 離縁の調停

参加する子どもの年齢は、おおむね小学校高学年以上が想定されています。

子どもが参加していないと…

ちょうてい しんばん ちち 父 はは 母
調停(審判) 子ども

「子どもの手続代理人」を選任する



子どもが参加すると…

ちょうてい しんばん ちち 父 はは 母
調停(審判) 子ども べんごし 弁護士

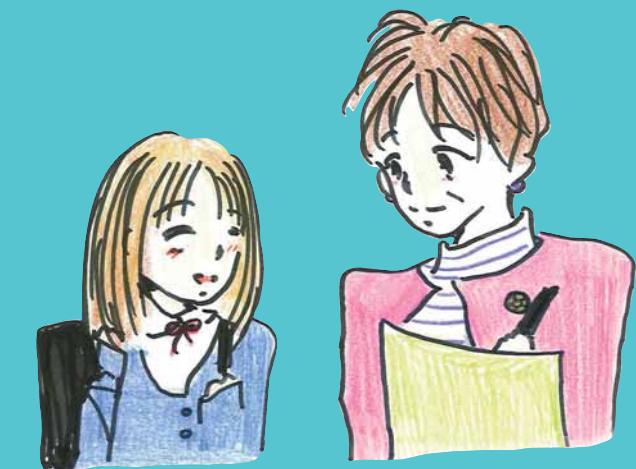
※利害関係参加しない場合でも、家庭裁判所調査官が子どもの意思の把握に努めます。
※①利害関係参加と②手續代理人の選任は、実際には同時併行で行われることが多いと思われます。

お問い合わせ先

お気軽にご相談ください

子どもの 手続代理人 って？

かじじけん さんか
家事事件への子どもの参加と
べんごし えんじょ
弁護士による援助



子どもの 手続き代理人とは



「子どもの手続き代理人」とは、子どもが家庭裁判所の調停・審判に参加するのをサポートする弁護士のことです。

2013年1月1日、家事事件手続法が施行されました。新しい法律は、家庭裁判所の調停・審判において、子どもの意思をしっかりと聴いて、相応に考慮すべきことをはっきりと規定しています。

子どもに直接的に影響を及ぼす調停・審判(たとえば〈離婚調停〉〈面会交流〉〈監護者指定〉〈親権者指定・変更〉など)には、子ども自身が参加することができるようになりました。

手続きに参加する子どもは、弁護士に「子どもの手続き代理人」になってもらうことができます。「子どもの手続き代理人」は、家庭裁判所が選任する方法(国選と、子ども自らが選任する方法(私選)があります。

私たち弁護士は、子どもの権利を守る使命をもって日々活動しております。お気軽にご相談ください!

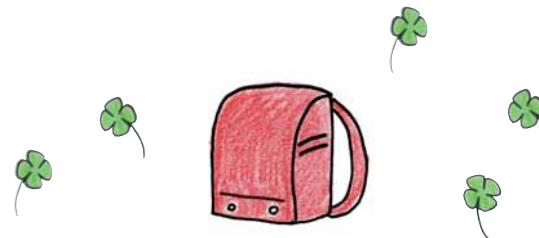
Q. 「子どもの手続き代理人」が選ばれたら、私は／僕は、むりやり意見を言わせられるの？



A. そんなことはありません。意見を言わないことも子どもの権利です。
また、「子どもの手続き代理人」は、子どもにどちらの親がいいか選ばせたりすることもありません。子どもが両親の間に立って感じている色々な思いを聴きながら、どうすればよいかと一緒に考えていくのが「子どもの手続き代理人」の仕事です。

Q. 「子どもの手続き代理人」の報酬は誰が負担するのですか？

A. 国選の「子どもの手続き代理人」の報酬は、両親が当事者となる事件の場合には、両親の負担となることが一般的だと考えられます。



Q. 「子どもの手続き代理人」を付けるメリットは？

A. 「子どもの手続き代理人」は、両親の代理人ではなく、子ども本人の代理人として、関係者に子どもの意見や気持ちを伝えることができます。たとえば、両親それぞれが『これが子どもの気持ちだ』と対立する意見を言い合っていて、なかなか前に進まないようなことがあります。そのような場合に、「子どもの手続き代理人」が子どもから直接意見や気持ちをていねいに聴き、伝えることで、子どもの最善の利益を中心とした解決ができるように努めます。

Q. 子どもに「手続き代理人」をお願いしたいのですが、どうすればいいですか？

A. 裁判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続き代理人の選任申立て」をしてください。具体的な方法については、現在依頼している弁護士がいればその弁護士にご相談ください。弁護士に依頼していない場合には、お近くの弁護士会へご相談ください。